

## 1) 保育行政の所管

保育行政は教育省 (Ministry of Education) の所管。保育所は、もとは社会福祉省 (Department of Social Welfare) の所管であったが、1980年代後半の大規模な教育改革の中で、幼稚園同様、教育省の所管となった。

## 2) 保育・幼児教育の所管の形態

保育所、幼稚園ともに教育省所管の幼保一元。

ニュージーランドにおける幼児教育 (Early Childhood Education) とは、就学前の子どものための教育およびケアを意味する。このため、教育を重視する幼稚園も、ケアを重視する保育所も、ともに幼児教育サービスに含まれ、教育省の所管となっている。

なお、ニュージーランドでは、義務教育は6歳からであるが、学校は5歳の誕生日以降であればいつでも子どもを受け入れる。このため、ほとんどの子どもは自分の5歳の誕生日から学校に通い始め、入学の時期は各自ばらばらである。

## 3) 保育の形態

ニュージーランドにおける幼児教育サービスの種類は以下の通り。

## ①幼稚園 (Kindergarten)

3歳から5歳の子どもを対象にした教育的プログラム。年少組は週3日、午後のクラスに参加し、年長組は週5日、午前のクラスに参加するのが一般的。地方によっては移動幼稚園 (Mobile kindergarten) がある。幼稚園の先生は、移動幼稚園も含め、教員免許が必要で、先生として登録されている。親もプログラムに参加することが期待されている。

## ②プレイセンター (Playcentre)

1940年代に始まった親達による協同保育。

就学前の子どもを対象としており、異年齢のクラス編成。半日で週5日が一般的。親達のすべての親が当番制でクラスの監督を行うほか、訓練を受けた監督者、もしくは親達のグループが、すべてのプログラムの責任を負う。全国的な組織の下に、地域ごとの委員会があり、プレイセンターを管理している。プレイセンターでの活動は親教育のプログラムにもなっており、幼児教育の資格取得にもつながる仕組みとなっている。

## ③コハンガレオ (Te Kohanga Reo)

マオリの文化に根差した幼児教育施設で、ニュージーランドの公用語でもあるマオリ語が用いられる。コハンガレオとは、言葉の巣 (language nest) という意味で、マオリ語の教育とマオリ族の発展を目指すものである。コハンガレオは1980年代に急速に増え、マオリ族にとっては主要な幼児教育形態となっている。コハンガレオ・ナショナルトラストという全国組織の下に、地域ごとに管理委員会がある。政府の補助金はナショナルトラストに支払われ、各地域に配分される仕組みである。

## ④太平洋諸島幼児センター (Pacific Islands early childhood centres [PIECCs])

太平洋諸島の言語や文化に基づく幼児教育施設で、英語を含め二言語が話される施設や、その言語だけが話される施設がある。サモア、クック諸島のマオリ、ニウエ島、トンガ、トケラウ諸島、ツバル諸島など、様々な言語をカバーしている。

## ⑤保育所 (Childcare centres)

ニュージーランドでの保育所とは、前述の幼稚園、プレイセンター、コハンガレオ、太平洋諸島幼児センター以外の幼児教育サービスをいい、その施設の教育哲学や目的などによって、保育所 (childcare centres)、幼稚園

(kindergartens)、幼児センター(infant centres)、託児所(creches)、就学前施設(preschools)などと称する。保育所は、営利企業が保有するところと、非営利組織(法人組織や慈善トラストなど)が保有するところがある。また、買い物客やスポーツのための託児所、大学キャンパスの託児所、工場の保育施設など、企業や組織が付帯施設として運営しているものもある。すべてのスタッフが訓練を受けている施設もあれば、訓練を受けていない人も含まれる施設もある。

#### ⑥通信学校(Correspondence School)

政府が設置している通信学校に、幼児教育も含まれている。3歳から5歳の子どもで、家が遠かったり、病気であったり、移動が多かったりという理由で、幼児教育施設に通うことができない場合、訓練を受けた先生が、親とともに家庭での学習のためのプログラムを組む。本、ゲーム、パズルやテープなどの様々な教材と、その年齢に合った活動についてのテキストが送られてくる。通信学校は、学習上重大な障害を持つ5歳未満の子どものためのプログラムも提供している。

#### ⑦家庭保育(Home-based services [family daycare])

家庭保育は、保育を必要としている親と保育者を結び付ける組織化されたシステム。保育者自身も親であることが多い。訓練を受けたコーディネーターが、家庭での保育の質を管理したり、親や保育者のための定期的な会合を設けている。保育者は、ニュージーランド資格機関が認める訓練のコースに参加することになる。家庭保育には、親が個人的に契約して行うもの(子もり)は含まれない。営利目的で運営されているものもある。

#### ⑧太平洋諸島言語グループ(Pacific Islands language groups [PILGs])

太平洋諸島の様々な言語や文化に基づいて、親達が子どもたちの教育を目的に集まる

活動。一回半日で週3日以内であれば、プレイグループの一つとして補助金をもらうことができる。グループが発展して免許を持つ認可されたサービスになることもある。

#### ⑨プレイグループ(Community playgroups)

子どもの教育を目的に親達が集まるもので、地域をベースにした非営利の活動である。免許の取得は義務づけられていないが、補助金を受けるには教育省が定める基準を満たす必要がある。すべてのプログラムに親の参加が求められる。自治体や教会のホールなど、免許の取得条件を満たしていない場所で運営しているものや、訓練を受けているスタッフのいない親子グループなどがある。プレイグループの多くは免許を持つ認可を受けた幼児教育施設へと発展するが、その必要性がないと考えるものや、あえてプレイグループのまま止まろうとするものもある。法人組織として登録したプレイグループは、発展途中のグループとして補助金を受ける。

#### 4) 開所時間

開所時間についての規定は見当たらない。

#### 5) 入所方法

親が保育所と直接契約する。

#### 6) 保育料

保育料に関して政府の補助金がある。補助金は、認可を受けたすべてのサービスについて、共通のレートで支払われる仕組みで、疑似バウチャー制度(quasi-voucher system)となっている。疑似バウチャー制度は、教育評価庁の年次報告(1998年6月30日)に示されている。その主旨は、実施主体の圧倒的なウエイトを占める私的コミュニティにおいて、一定の認可を受けた保育施設が、保育サービスを提供した場合に、州政府基金補助(state funding subsidy)を行うもの

である。これにより、就学前ケアが一つの社会資本として位置づけられてとされている。幼児教育施設は、子ども一人一日6時間、週30時間を限度に、補助金を請求できる。ただし、会計年度末より90日以内に会計検査を受けた財務報告書が必要である。

補助金の基本レート(1997年7月1日変更後)は、2歳以上の子どもは一人一時間当たりNZ\$2.43、2歳未満の子どもは一人一時間当たりNZ\$4.84である。スタッフの資格やスタッフと子どもの数の比率などについて、免許の取得に必要な基準よりも高い基準を満たしている施設については、補助金がより高いレートで支払われる(2歳以上はNZ\$2.70、2歳未満はNZ\$5.38)。なお、幼稚園についてのみ、子ども一人一時間当たりNZ\$3.24のレートで補助金が支払われる。

このほかに、低所得の家庭や特別なニーズのある家庭に対しては、社会福祉省による保育料の補助がある。

1997年度の政府の補助金支払い額は、教育省から支払われる時間当たり補助金がNZ\$277.458mで、社会福祉省から支払われる保育補助金がNZ\$40m程度となっている。自治体によっては、このほかに独自に保育料に関する補助を行っている。

免許の取得を義務づけられていない太平洋諸島言語グループとプレイグループのうち、一定の基準を満たすものについては、教育省の就学前教育部(Early Childhood Development Unit)より、子ども一人1時間当たりNZ\$1のレートで補助金が支給される。限度額は週3日半日で年間40週25人分までで、一つのグループで年間NZ\$9,000までとなっている。

コハンガレオに関する補助金については、コハンガレオ・ナショナル・トラストを通じて分配される仕組みとなっている。

このように、補助金に関して施設の運営主

体による格差はないが、非営利の幼児教育サービスに対しては特別に、資本形成のための支援制度が設けられている(Discretionary grants and loans scheme)。

なお、親が働いている子どもの保育料については、保育料の支払い1ドルあたり33セントの税額の割り戻しがある(限度額はNZ\$310)。

## 7) 保母配置

スタッフと子どもの数の最低基準は資料1に示す通り。(Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990)

なお、子どもの数について、一度に50人以上の子どもを預からないこと、2歳未満の子どもを一度に25人以上預からないこと、一度に16人以上の子どもを夜中に預からないこと、2歳未満と2歳以上の子どもを一緒に預かる場合には、許可が下りない限り25人以上一度に預からないことが定められている。

そのほか、幼児教育の資格(もしくは100以上の資格ポイント)を持つ人が、常に子どもと一緒にいて責任を持つことが義務づけられている。

## 8) 施設・設備

空間の基準については、家具の置いてある場所、廊下、トイレ、スタッフの部屋、2歳未満の子どものための寝室など、遊びに使えない場所を除いた空間が、子ども一人当たり2.5㎡必要であることが定められている。

屋外スペースについては、子ども一人当たり5㎡が必要とされている。

そのほか、免許を得るための最低基準については、台所、トイレ、洗濯設備、昼寝のための設備、明るさ、換気、音、温度、火災や地震の対応、安全、衛生、食事や飲み物に関する記述がある。

## 9) 家庭的保育

家庭的保育も教育省の所管となっている。基準等については、幼児教育施設について定めた規則(Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990)とは別に、家庭的保育の組織や子どもを預かる家に関して指令(The Education (Home-based care) Order 1992)が出されている。

それによれば、遊びのための室内スペースが10㎡以上あることや、保育者は20歳以上でなければならないこと、保育者は一人以上で、6歳未満の子どもは4人まで、2歳未満の子どもは2人までしか預かれないことなどが定められている。

保育者のネットワークは、一人以上のコーディネーターを置き、コーディネーターは月に一度は保育者の家を訪問して保育の状況を確認することになっている。

## 10) 幼児教育

前述のように、従来は教育省の所管であった幼稚園が、幼児教育の中心を担っていたが、現在はプレイセンター、保育所、家庭的保育もすべて教育省の所管となり、幼児教育の役割を担っている。

## 11) 保育所等の状況

1997年には、5歳未満の子どものうち55.8%が何らかの幼児教育サービスを受けている。年齢別に見ると、0歳児では12.6%、1歳児では31.4%、2歳児では50.1%、3歳児では85.9%、4歳児では96%となっている。

サービスを受けている子どもの数は163,925人で、内訳を見ると、最も多いのは保育所の61,597人(37.6%)で、次いで幼稚園が46,756人(28.5%)、プレイセンターが17,058人(10.4%)、コハンガレオが13,505人(8.2%)、プレイグループが12,770人(7.8%)、家庭的保育が7,615人(4.6%)、太平洋諸島言語グループが3,365

人(2.1%)、通信学校が914人(0.6%)、免許を得ていないプレイセンターが345人(0.2%)となっている。

サービスの数は合計3,919ヶ所で、その内訳は保育所が1,248ヶ所で最も多く、次いでコハンガレオが705ヶ所、幼稚園が595ヶ所、プレイセンターが545ヶ所、プレイグループが486ヶ所、太平洋諸島言語グループが150ヶ所、家庭的保育が130ヶ所で、そのほか臨時の保育所(Casual Childcare)が40ヶ所、免許を持たないプレイセンターが19ヶ所、通信学校が1ヶ所となっている。サービスの数が増えているのは、主に保育所と家庭的保育である。

## 12) 乳幼児の保育方法

幼稚園および通信学校については、3歳以上の子どもが対象となっているが、そのほかの幼児教育サービスは3歳未満の子どもに開かれている。1997年では、0歳児の12.6%、1歳児の31.4%、2歳児の50.1%が何らかの幼児教育サービスを受けている。

## 13) 育児休業制度

親休暇が、出産した母親とその配偶者、5歳未満の子どもと養子縁組した場合に認められる(Parental Leave and Employment Protection Act 1987)。週10時間以上、12ヶ月間以上、同じ雇用者の下で働いていることが、親休暇取得の要件となっている。休暇中、賃金は支払われない。

親休暇は、妊娠期間中に10日間認められるつわり休暇(Special Parental leave)、出産した母親に14週間認められる出産休暇(Maternity leave)、配偶者の出産に際して2週間認められる父親休暇(Paternity leave)、子どもの一歳の誕生日まで(養子縁組みの場合は縁組みしてから一年まで)に両親合計で12ヶ月間認められる育児休業(Extended leave)からなる。出産休暇の取得日数は、育児休

暇の日数から差し引かれるが、父親休暇の取得日数は育児休暇の日数に影響しない。

親休暇が4週間以内の場合、雇用主はその雇用を保障しなければならないが、4週間以上の場合、代替の人を雇うことができる。ただし、休暇からもどった人に対しては、前職と同程度の職を与えることが義務づけられている。

また、妊娠や出産、親休暇の取得を理由とした解雇は認められない。

#### 14) 保育の評価方法

保育内容の評価は、政府の教育評価庁 (Education Review Office) が行う。免許を持ち認可を受けている幼児教育施設については、法律の基準を満たしているか、また施設が掲げる目的が達成されているかどうか、3、4年に一度検査が入ることになっている。また、定期的な検査のほかに、苦情があった場合や問題があると疑われるような場合に、検査を行うこともある。検査で問題があるとされた場合には、その後の対応は教育省の管理センター (Ministry of Education Management Centres) にまかされる。教育評価庁により作成された検査報告書は公開されている。

なお、前述の通り、より高い基準を満たしているサービスについては、高い補助金のレートが適用される仕組みとなっている。

#### 15) 延長保育等の特別保育の状況

法律上、一度に16人以上の子どもの夜中に預からないことという規定はあるが、延長保育等については施設ごとの対応となっている。

#### 16) 保育内容

幼児教育のカリキュラムのガイドラインが示されており、まず大原則として、子ども自らが学ぶこと (Empowerment)、全人的な成

長 (Holistic Development)、家族・コミュニティとのつながり (Family and Community)、様々なものの関係を通じた学習 (Relationships) の4つが挙げられている。そして、カリキュラムの要素としては、子どもの健康と幸福 (Well-being)、子どもの個性 (Belongings)、学習における子どもの貢献 (Contribution)、コミュニケーション (Communication)、新しい経験を通じた探究 (Exploration) の5つが挙げられている。これらの原則および要素を土台に、プログラムが組まれることが期待されている。

#### 17) 幼保一元化の良い点・問題点

幼保一元化により、就学前ケアのサービスすべてが教育省の所管となり、教育省より保j金が支給されることとなったが、実際多くのサービスにおいては、十分な教育的活動が行われていないという問題が指摘されている。教育省が補助金を出す意図は、幼児に安全な保育環境を提供することと同時に、十分な教育環境を提供することであるが、そのことを十分理解していない施設も多い。近年増加しているのは保育所と家庭保育であり、教育省の補助金によってメリットを享受しているのは主に労働市場なのではないか、との指摘もされている。

すべての就学前ケアが教育省の所管に統合されたのは、1986年1月からである。これは、1975年の国連の子どもの権利条約の流れを受け、就学前ケアについて様々な検討がなされた結果であるという。意味のない保育と幼児教育の区別をなくしたこと (ending what had become a meaningless distinction between childcare and pre-school education) は、就学前ケアにおける最も大きな改革であった。

1980年代には、インフレと失業が深刻になり、そのため女性が働かなければならなくな

り、同時に一人親世帯の増加、フェミニズム運動の高まり、マオリのベビーブーム世代が親になることによる保育所不足などの要因が重なり、保育の質に対する問題意識が高まった。こうした背景もあって、教育という視点から、就学前ケアの改革が進められたものと考えられる。

さらに、一連の教育改革全体の中での位置づけとして、就学前の教育に重点が置かれていることも注目される。就学前教育を他の教育分野と同等に扱うべきという考え方から、政府の資金が積極的に投入されている。これは、できるだけ早い時期に基礎的な能力を身につけさせることが、その後の教育の効果を高め、結果として政府の教育費負担の軽減にもつながるという判断があるものと考えられる。

幼保一元化にともない、すべての就学前ケアサービスをコーディネートする役割として、就学前教育部(Early Childhood Development Unit)が創設されている。ECDUは、家庭での親教育のプログラム(Parents as First Teachers)も提供している。

今後の幼児教育の目標として掲げられているのは、親教育や家庭への支援をさらに充実させること、就学前ケアのサービスの利用率を高めること、一層のサービスの質の向上を図ることとなっている。

#### 18) 保母資格・保母養成

前述のように、ニュージーランドの就学前ケアにおいては、教育に非常に重点が置かれていることから、その教育を担うスタッフの質についての改革の必要性も早くから指摘されていた。幼稚園では従来より、3年間の学習により幼稚園教員免許を取得した人のみが採用されているが、幼稚園以外のサービスにおいては資格のない人もスタッフとして働いている。幼児教育施設の設立に当って

は、国の基準では、一施設に2人以上の免許取得者が必要となっているが、実際は一人確保するのも難しい状況である。

これに対して、当面の移行措置として、1997年1月より1999年12月までの期間、一定の幼児教育に関する訓練をポイントとして換算(Early Childhood Point System)して、100ポイント以上の人を教員免許を持っている人の代わりに採用することができることになっている。幼児教育に関する資格については、現在改革の真っ最中にあり、非常に複雑になっている。現在幼児教育の教員免許をとることができる機関は、オークランド教育大学、クライストチャーチ教育大学ほか計14の機関となっており、このほかにポイントを取得できる機関が多数ある。

将来的には、あらゆる資格を扱うニュージーランド資格機関の中で、幼児教育分野も扱われることになる見通しである。

なお、幼児教育の資格を得るための高等教育機関に対しては、教育省より補助金が支給されている。そのほか、コハンガレオ、保育所、プレイセンターなど、幼児教育施設での訓練についても、補助金制度がある。

資料1 スタッフと子どもの数の基準

---

I. 全日保育

2歳未満	子ども1～5人に対し、スタッフ1人以上	
	6～10	2
	11～15	3
	16～20	4
	21～25	5
2歳以上	子ども1～6人に対し、スタッフ1人以上	
	7～20	2
	21～30	3
	31～40	4
	41～50	5
異年齢混合の場合	2歳未満1～5人に対し、スタッフ1人以上	
	6～10	2
	11～15	3
	16～20	4
	21～25	5
	2歳以上1～6人に対し、スタッフ1人以上	
	7～20	2
	21～30	3
	31～40	4
	41～49	5

II. 半日保育

2歳未満	子ども1～5人に対し、スタッフ1人以上	
	6～10	2
	11～15	3
	16～20	4
	21～25	5
2歳以上	子ども1～8人に対し、スタッフ1人以上	
	9～30	2
	31～45	3
	46～50	4
異年齢混合の場合	2歳未満1～5人に対し、スタッフ1人以上	
	6～10	2
	11～15	3
	16～20	4
	21～25	5
	2歳以上1～8人に対し、スタッフ1人以上	
	9～30	2
	31～45	3
	46～49	4

---

↓ 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

6. ニュージーランド